

2020

八街市行財政改革アクションプラン ～ やちまたの未来のために ～



八街市行財政改革推進本部
2020（令和2）年3月

目 次

Contents

行財政改革アクションプランについて

1	行財政改革アクションプランとは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	八つの策・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	改革項目体系・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	取組期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3

八つの策

一の策	組織力の強化と定員管理・・・・・・・・・・・・・・・・	4
二の策	職員の意識改革・・・・・・・・・・・・・・・・	6
三の策	行政サービスの点検と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・	10
四の策	財源の確保と開拓・・・・・・・・・・・・・・・・	14
五の策	民間活力の活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	16
六の策	公共施設マネジメントの推進・・・・・・・・・・・・・・・・	18
七の策	市民等との連携・協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	20
八の策	ICT 活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	24

進行管理について

5	進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・	26
コラム：	虫の目、鳥の目、魚の目という話・・・・・・・・	26

1 行財政改革アクションプランとは

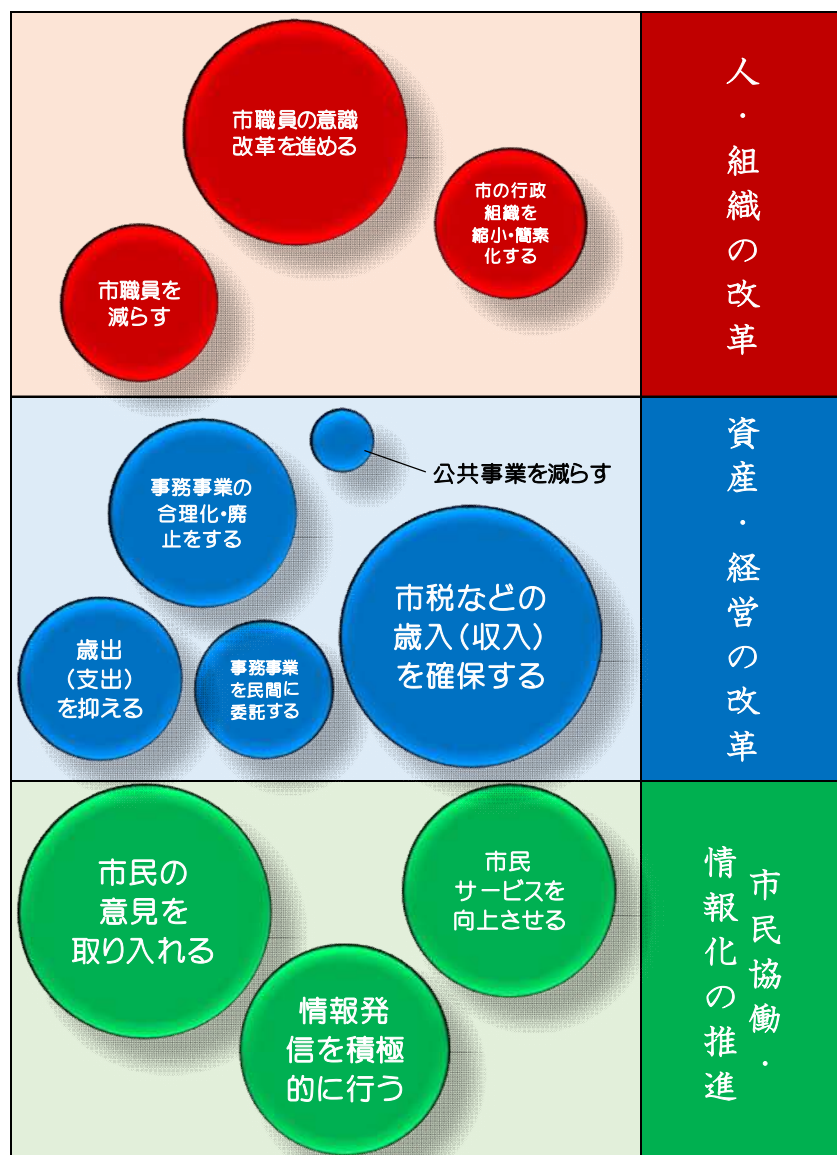
本計画の上位計画である「八街市行財政改革プラン2020」は、前計画である「第2次八街市行財政改革プラン」を継承し、前計画の達成状況や成果の検証結果をもとに、新たな取り組みなどを盛り込んで策定するものです。

同プランの基本方針である『人・組織の改革』、『資産・経営の改革』、『市民協働・情報化の推進』、この三本の矢を基に、具体的な改革項目として八つの策を掲げて、具体的な行動計画をアクションプランとして示すものです。

行動計画を別に定めることにより、何を、いつまでに、どのようにして改革を進めていくのか、イメージしやすくなるとともに、進行管理も着実に実行できるものと考えます。

下図は、2018(平成30)年度に実施した「まちづくりに関する市民意向調査」のうち、『行財政改革を進めるうえで重要な施策』の問いに対して、市民が回答した結果を表しており、円が大きい項目ほど重要な施策と考えられています。

基本方針の三本の矢は、この行財政改革を進めるうえで重要な施策とも連動しています。



2 八つの策

八つの具体的な改革項目について、本市の現状を踏まえ、どのようにして改革を進めていくのか、一つの策ごとに、改革手法のイメージを示すとともに、主な事業については、何を、いつまでに、どのような方法で改革を行っていくのか、といった具体的な行動予定を示します。

人・組織の改革	一の策	組織力の強化と定員管理
	二の策	職員の意識改革
	三の策	行政サービスの点検と見直し
資産・経営の改革	四の策	財源の確保と開拓
	五の策	民間活力の活用の推進
	六の策	公共施設マネジメントの推進
市民協働・ 情報化の推進	七の策	市民等との連携・協働の推進
	八の策	ICT 活用の推進

3 改革項目体系

人・組織の改革	一の策 組織力の強化と 定員管理	(1) 効率的な組織の構築	①定員管理の適正化 ②組織・機構の見直しの適正化 ③広域行政の推進
	二の策 職員の意識改革	(1) 職員のアイデアによる 業務改善の推進	①仕事の進め方改革 ②職員提案制度の見直し
		(2) 人材育成の推進	①職員人材育成基本方針の改定 ②職員研修の充実 ③職員自主研究活動の推進 ④人事評価の実施 ⑤職員給与制度の適正化
		(3) 職員の市民協働意識の醸成	
	三の策 行政サービスの点検と 見直し	(1) PDCA マネジメントサイクル による進行管理	①効率的な行財政システムの構築 ②行政評価制度の充実
		(2) 事務事業の見直し	①補助金の適正化 ②受益者負担の適正化

資産・経営の改革	四の策 財源の確保と開拓	(1) 市税等の確保	
		(2) 新たな財源の確保	①ふるさと納税の推進 ②新たな財源の開拓
		(3) 公営企業の経営健全化	
		(4) 財政指標の改善	
	五の策 民間活力の活用の推進	(1) 民間委託の推進	
		(2) 指定管理者制度導入の推進	
	六の策 公共施設マネジメントの推進	(1) 公共施設等の適正管理・有効活用	
		(2) 公共施設の適正配置の推進	
		(3) 北口市有地、第2庁舎跡地の有効活用	
市民協働・情報化の推進	七の策 市民等との連携・協働の推進	(1) 協働のまちづくりの推進	①協働推進のための環境整備 ②地域資源の有効活用
		(2) 行政参加の推進	①市民ニーズの把握と施策への反映 ②市民力を活かした事業の推進
		(3) 地域自治の推進	①コミュニティ活動の推進 ②市民によるまちづくり活動
		(4) 市民等との情報共有の推進	
	八の策 ICT 活用の推進	(1) ICT 等の活用による市民サービスの向上	①マイナンバーカードを活用した新たなサービスの提供 ②市税等の収納手段の拡充 ③ICT 教育の充実 ④ICT を活用した情報発信の強化 ⑤ホームページの充実
		(2) ペーパーレス化の推進	

4 取組期間

八街市行財政改革プラン 2020 の計画期間と同じ 2020(令和 2)年度～2024(令和 6)年度とします。

組織力の強化と定員管理

組織目標や課題の共有、組織間連携といった「組織力」を強化します。

現状と課題

行財政改革プラン 2020 の冒頭でも触れたように、本市の人口ビジョンでは、2040（令和 22）年度の総人口を 52,626 人と推計しています。

今後は、総人口の減少に伴い、市職員も減少していくことが予想され、また、少子高齢化により複雑、高度化する業務への対応が増大していくことが予想されます。

このような中でも市民ニーズに沿った適切なサービスを提供し続けていくため、効率的な組織を構築するとともに、組織目標を掲げ、目指す目標に向かって課題を共有するなど、課等を超えた組織内の連携により、組織力を強化、充実していくことが必要です。

また、行政経験を持つ再任用職員の活用や、新たな会計年度任用職員制度を踏まえた定員管理計画による進行管理を行うなど、必要最低限の人材を適材適所に配置していくことが重要です。

関連計画等

- ・ 総合計画 2015（行財政分野）施策 No.812「組織力の強化」【2020(令和 2)年 3 月】
- ・ 次期八街市定員管理計画【2020(令和 2)年策定予定】

用語解説

スケールメリット	組織の規模の大きさにより得られる利点
再任用職員	定年退職などで一旦退職した者を 1 年以内の任期で改めて採用できる制度
会計年度任用職員	1 会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の一般職員

改革項目と方針

（１）効率的な組織の構築

① 定員管理の適正化【第 2 次八街市行財政改革プランより継続】

新たな定員管理計画を策定し、類似団体との比較による分析を行うとともに、職員の配置にあたっては、事務事業に見合った適正な配置を実施します。

なお、将来の動向を見極め、行政サービスに影響が出ないよう、引き続き、事務事業の合理化に努め、事務量と職員数のバランスに配慮しながら適正な定員管理に取り組み、行政経験を有する再任用職員や新たな会計年度任用職員など、様々な任用・勤務形態の職員についても、最適な配置を行い、組織全体の業務処理能力を最大限に引き出します。

また、優れた人材を幅広く確保するため、民間からの登用や経験者の採用についても検討を進めます。

② 組織・機構の見直し【第2次八街市行財政改革プランより継続】

重複したサービス（同様の似通ったサービス）を整理、精査するなど、事務事業を抜本的に見直し、組織の統廃合・合理化に努め、多様化する行政需要に効率的、柔軟に対応する『ムリ』・『ムダ』・『ムラ』のない少数精鋭による組織を構築します。

なお、組織の見直しにあたっては、各課等との情報の共有及び企画政策課、総務課、財政課を中心とした組織間連携により、総合的な見直しを継続して行います。



③ 広域行政の推進【新規】

本市では、上水道事業、消防事務、し尿処理、斎場運営などを近隣市町村と連携し、一部事務組合により、共同で事務を実施しています。

広域化することによって、共同処理による事業の効率化など、スケールメリットが期待できるものについて検討を行います。

取組スケジュール

項番	主な実施項目 (主担当部署)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
(1) ①	次期定員管理計画の策定 (総務課)	計画策定	実施			次期計画 策定準備
(1) ②	組織運営の強化 (企画政策課・総務課・財政課)	総務部内の 組織再編	検討	持続可能な組 織体制の構築	見直し	見直し
(1) ③	広域行政の推進 (各課)	調査・研究、検討				

職員の意識改革

職員研修の充実による職員の資質の向上や、改善する意識の醸成を図り士気を高めます。

現状と課題

地方分権による権限移譲や、行政に対する市民ニーズの変化に伴い、地方自治体の業務内容が複雑多様化していく中、柔軟な対応ができるよう、職員の更なる資質の向上や、意識改革が求められます。

市をより良くするためには、職員の能力開発を行うほか、まず職員の意識改革が重要と考え、一つの方策として、職員アイデアによる改善の提案を活かす体制を整える必要があります。

関連計画等

- ・ 総合計画 2015（行財政分野）施策 No.812「組織力の強化」【2020(令和 2)年 3 月】
- ・ 八街市職員人材育成基本方針【2006(平成 18)年 1 月】

改革項目と方針

（１）職員のアイデアによる業務改善の推進

① 仕事の進め方改革【新規】

職員アイデアをきっかけに仕事の効率化を図り、生産性を上げ、恒常的に改善を実行していく仕組みを構築し、改善を常に意識する職場環境、改善を受け入れる組織風土の醸成を目指します。



② 職員提案制度の見直し【新規】

提案が認められることは職員の改善意欲の向上につながるものと考え、見直しによって、より提案しやすい環境を創出することに加え、審査過程の透明化を図ります。

(2) 人材育成の推進

① 職員人材育成基本方針の改定【新規】

社会経済情勢の変化、人事行政を取り巻く環境の変化および多様化・高度化する市民のニーズなどに速やかに対応するために「求められる職員像・求められる能力」を検討し、今後の職員研修や人事評価、職場環境の改善、昇格などの人事制度の構築に活かします。

② 職員研修の充実【第2次八街市行財政改革プランより継続】

職場における日常業務を通じての職場内研修（OJT/On The Job Training）を推進していくとともに、内部研修の充実を図り、講師の育成にも努めます。

また、市に必要となる職員像を見極め、専門的な知識の習得のため、外部講師による研修機会も拡充し、目的に応じた効果的な研修を充実させることにより、実務遂行能力の強化を図ります。

③ 職員自主研究活動の推進【新規】

行政課題に関する事項について、自主的な研究活動が活発に行われることにより、職員の政策提案能力の向上及び士気高揚、また豊かな発想を生み出せるような組織風土をつくることを目標として活動を支援します。

④ 人事評価の実施【第2次八街市行財政改革プランより継続】

人事評価制度により、組織としての目標を明確化し、課題、問題点の共有を図り、職員が発揮した能力及び目標を達成するために挙げた業績を把握し適正に評価することで、職員の士気を高め、主体的に取り組むことのできる、より高い能力を持つ職員の育成に取り組みます。

⑤ 職員給与制度の適正化【第2次八街市行財政改革プランより継続】

今後も職務能率の向上を図るため、能力や勤務実績を重視した給与体系を推進し、人事院勧告等により民間の給与水準を踏まえるとともに、国・県・類似団体等とのバランスを図り、給与水準の適正化に努めます。

(3) 職員の市民協働意識の醸成【新規】

自らが地域の一員であるという認識を持ち、常に市民の立場に立って考えることのできる職員、市民や地域、事業者など多様な団体と協力してまちづくりに取り組む協働の意識を常に念頭に置くことのできる職員を、協働のまちづくり職員研修の充実などにより育成し、市民等との協働意識の醸成を図ります。

取組スケジュール

項 番	主な実施項目 (主担当部署)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
(1) ①	仕事の進め方改革 (企画政策課)	試行	本格実施	推進		
(1) ②	職員提案制度の見直し (企画政策課)	見直し	新制度による運用			
(2) ①	職員人材育成基本方針の改定 (総務課)	見直し	新方針による運用			
(2) ②	職員研修の充実 (総務課)	実施				
(2) ③	職員自主研究活動の推進 (総務課)	推進				
(2) ④	人事評価の実施 (総務課)	実施				
(2) ⑤	給与制度の適正化 (総務課)	推進				
(3)	協働のまちづくり職員研修会の拡充 (市民協働推進課)	拡充				

行政サービスの点検と見直し

市民ニーズに適切に対応できるよう、事務事業の見直しを実施し、効率的な行財政システムを構築します。

現状と課題

市民に提供する行政サービスである各種事務事業の実施計画と、アクションプランの進捗を毎年確認し、検証結果を予算編成や組織編成などの基礎資料としても活用することで、効果的に機能させ、事業に反映できる効率的な行財政システムを構築します。

また、新たなシステムにより、現行の事務事業全般にわたり、成果指標等を用いて費用対効果の分析や執行方法等について行政評価を実施し、有効性や効率性などの評価を行う行政評価制度の充実を図ります。

関連計画等

- ・ 総合計画 2015（行財政分野）施策 No.811「持続可能な行財政運営の推進」【2020(令和2)年3月】
- ・ 使用料、手数料等の見直しにかかる受益者負担の適正化基本方針【2015(平成27)年1月】
- ・ 八街市行政財産使用料徴収条例・八街市手数料徴収条例

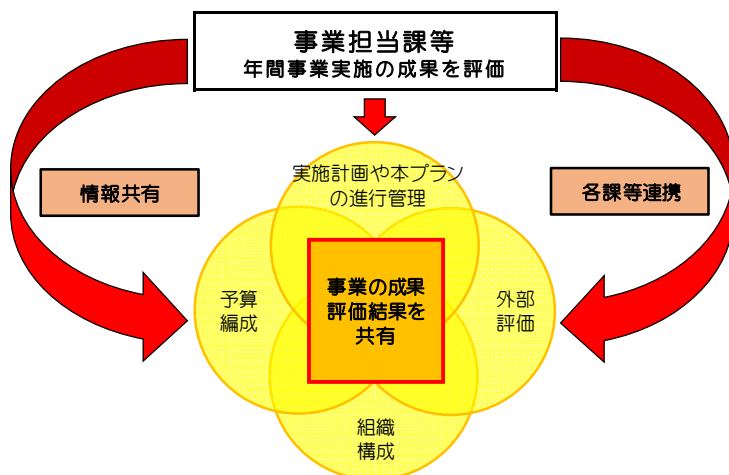
改革項目と方針

（１）PDCA マネジメントサイクルによる進行管理

① 効率的な行財政システムの構築【新規】

アクションプランの進捗状況を毎年、検証・評価することで進行管理することとし、検証した評価結果を全庁で共有するとともに、関連する課で連携し、各事務事業の成果を、予算編成や組織編成、外部評価などに活用し、評価結果を次年度以降の事業に反映させることのできる効率的な行財政システムを構築します。

（行財政システムのイメージ）

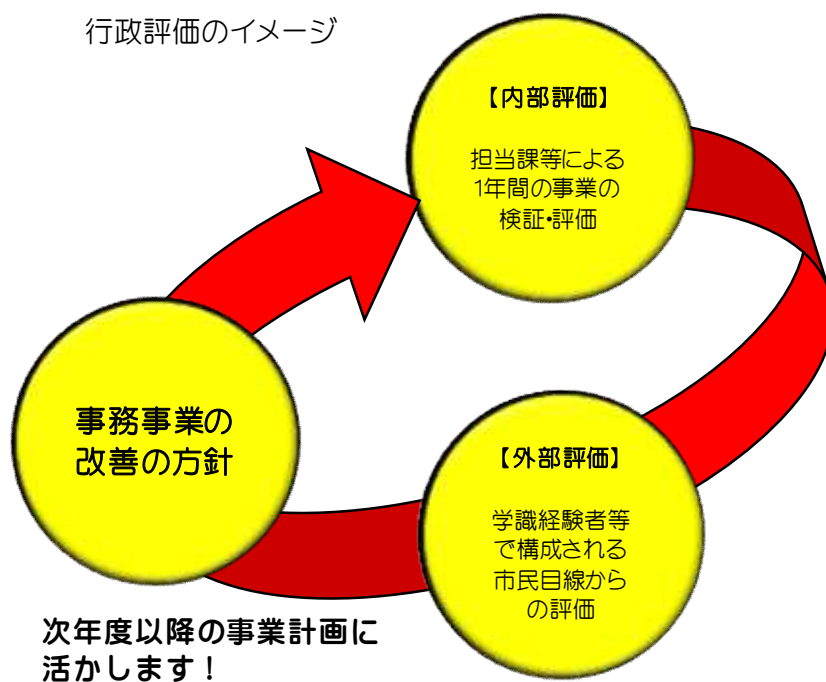


情報が共有されることによって、事業の成果や評価結果に基づく予算編成、組織構成等が確実に行われ、次年度以降の事業に活かされる！

② 行政評価制度の充実【第2次八街市行財政改革プランより継続】

1年間行った各種の事務事業について、多角的な視点から効果や成果を検証し、ブラッシュアップする行政内部による評価を全庁的に実施します。

また、職員の事業実施担当者としての自覚を高めるとともに、客観性や透明性を確保するため、外部評価を実施し、市民目線での評価をすることで、真に市民の求める行政サービスを提供できるよう、更なる改善を促し事務事業の合理化、効率化を図ります。



(2) 事務事業の見直し

① 補助金の適正化【第2次八街市行財政改革プランより継続】

補助金については、公益性や公平性、有効性や効率性といった視点から、その必要性や効果等を検証し、事業の必要性の低いものや、事業主体の自主性・主体性の発揮が見込めないものは廃止するなど、補助事業の見直し改善を図ります。

また、補助金のあり方についても、従来型の運営補助から事業補助への転換を検討します。

② 受益者負担の適正化【第2次八街市行財政改革プランより継続】

施設の利用の対価である使用料や、特定の者に対する役務提供の対価である手数料など、行政サービスの受益者が限定されるものについては、社会経済状況の変化や利用する人と利用しない人との公平性などを考慮し、使用料の適正化基本方針に基づき適宜見直し、負担の公平性の確保に努めます。

取組スケジュール

項 番	主な実施項目 (主担当部署)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
(1) ①	行財政システムの構築 (企画政策課・総務課・財政課)	試行	本格運用			
(1) ②	行政評価の推進(内部・外部評価) (企画政策課)	実施				
(2) ①	補助金の見直し (総務課・企画政策課)	適宜見直し				
(2) ②	各種料金等の見直し (企画政策課)	随時実施	方針見直し 随時実施	随時実施	定期的な 見直し	改定

財源の確保と開拓

最小の経費で最大の効果をあげ、持続可能な行財政運営を目指します。

現状と課題

- ・歳入の根幹である市税の徴収率は上昇傾向となっているものの、依然県内では低い水準であり、大幅な税収の増額は見込めない状況です。
- ・将来にわたる安定的な歳入の確保のため、歳入の根幹である市税の確保に努め、新たな財源を開拓するとともに、歳出の削減に努める必要があります。
- ・健全な財政運営を継続していくために、財政指標の改善は欠かせませんが、とりわけ、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、近年 95%前後を推移しており、財政構造が硬直化しています。(H30 年度経常収支比率 95.5%)
- ・公営企業が、将来にわたり市民生活に密着したサービスの提供を安定的に継続することは、重要な課題です。

関連計画等

- ・総合計画 2015（行財政分野）施策 No.811「持続可能な行財政運営の推進」【2020(令和 2)年 3 月】
- ・市税等の徴収対策の強化に関する基本方針及び実施計画【2018(平成 30)年 4 月】
- ・八街市水道事業ビジョン【2017(平成 29)年 3 月】
- ・下水道経営戦略【2020(令和 2)年策定予定】

用語解説

地方公営企業	自治体が経営する企業活動の総称。
ネーミングライツ	命名権。(Naming Rights)
クラウドファンディング	寄附を募る資金調達の手法。(Crowd Founding)
経常収支比率	税などの一般財源を経常的経費にどのくらい充当しているかをみる指標で、比率が高いほど財政構造が弾力性を失っていることを示します。

改革項目と方針

（１）市税等の確保【第２次八街市行財政改革プランより継続】

本市では、副市長を本部長とする「八街市市税等徴収対策本部」を設置し、収納手段の拡充など、様々な手法を用いて徴収の強化に努めてきましたが、県平均と比較すると依然低い水準にあり、平成 30 年度の現年課税分の徴収率は、県平均 99.0%に対し、97.2%という状況にあります。

引き続き、基本方針や実施計画に基づく市税及び国民健康保険税の収納率の向上と滞納繰越額の縮減を喫緊の最重要課題と位置づけ、全職員共通認識のもと強力に推進し、併せて自主財源の確保及び税負担の公平性を図ります。

また、さらなる収納手段を拡充するため、電子マネーによるキャッシュレス決済やスマートフォン決済などの導入を検討します。

(2) 新たな財源の確保

① ふるさと納税の推進【新規】

ふるさと納税制度の趣旨に沿った適切な運用をしていくとともに、市の魅力を発信しPRすることで、「やちまた」ファンの裾野をひろげ、シティセールスを推進しながら、寄附者や寄附額の増加を目指します。

② 新たな財源の開拓【新規】

不特定多数の人からインターネットを経由して資金調達する手法である“クラウドファンディング”の活用を検討するほか、ネーミングライツの検討など、新たな財源確保に取り組むとともに、広告収入についても、新たな広告媒体の研究に取り組むなどして自主財源の確保に取り組みます。

(3) 公営企業の経営健全化【第2次八街市行財政改革プランより継続】

2020(令和2)年度から水道事業のみならず、下水道事業についても公営企業法の適用による公営企業会計を採用しており、公営企業の経営に当たっては、自らの経営・資産等を正確に把握し、中長期的な経営の基本計画に基づき、着実な進行管理のもと、適正な経営基盤の強化に取り組み、健全化を図ります。

(4) 財政指標の改善【第2次八街市行財政改革プランより継続】

今後も厳しい財政状況が続くことが予測されるため、当面は経常収支比率90%以下とすることを目標に経常的な収入の確保と、事務事業の見直しによる経常経費の削減に努め、経常収支比率の抑制を図り、財政構造の弾力化を図ります。

取組スケジュール

項 番	主な実施項目 (主担当部署)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
(1)	市税等の確保 (納税課)	次期実施計 画策定準備	次期実施計画策定・運用			次期実施計 画策定・運用
(1)	市税等収納手段の拡充 (納税課)	クレジットカード・ ペイジー導入	スマートフォン決済の検討・実施			
(2) ①	ふるさと納税お礼の品拡充 (企画政策課)	実施				
(2) ②	クラウドファンディング (企画政策課)	検討	実施			
(3)	公共下水道経営戦略 (下水道課)	策定	運用			運用・ 見直し
(4)	経常収支比率の改善 (各課)	経常的な収入の確保・事務事業の見直し				

民間活力の活用の推進

民間のノウハウを活用することで、サービスの向上が図ることができるものについて、推進していきます。

現状と課題

少子高齢化の進行等により、地方財政の厳しさが増していく中、増大する住民サービスの実施に関して、民間が担うことのできるものは民間に委ね、「住民サービスの質の維持向上」と「経費の削減」を同時に実現するため、指定管理者制度の導入など、民間活力の積極的な活用を推進していきます。

本市では、2005(平成17)年度から「八街市指定管理者制度導入ガイドライン」を策定し、指定管理者制度を推進してきたところですが、現在の公の施設で指定管理による運営を行っているのは、八街市障がい者就労支援事業所の1施設のみであり、既設の公共施設の管理運営についても、指定管理者制度の導入について検証する必要があります。

また、行政経営にとって欠かすことのできない公民連携を推進するため、民間事業者からの提案を受けることにより、様々な事業を実現するための仕組みについて、検討していきます。

関連計画等

- ・ 総合計画 2015（行財政分野）施策 No.811「持続可能な行財政運営の推進」【2020(令和2)年3月】
- ・ 八街市公共施設等総合管理計画【2017(平成29)年策定】
- ・ 八街市指定管理者制度導入ガイドライン

用語解説

民間委託	市が事務事業を直接実施せず、民間のノウハウ等を活用し、委託して行うこと。
指定管理者制度	公の施設について、民間事業者等のノウハウや技術を活用し、管理運営すること。

改革項目と方針

（１）民間委託の推進【第2次八街市行財政改革プランより継続】

民間事業者が実施することで、サービスの維持・向上のうえ、経費節減が図ることができる場合は、行政が担うべき役割を精査した上で、民間委託の推進を図ります。

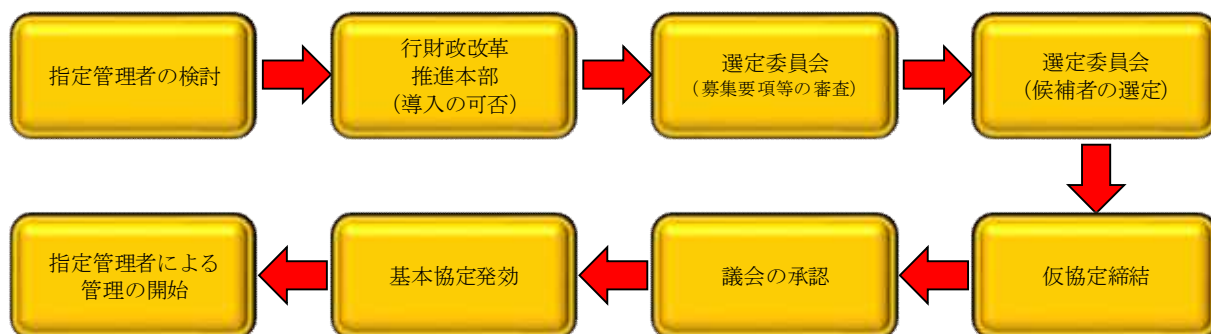
また、民間委託ができるとされる業務の範囲の中で、窓口の受付や交付業務などをはじめとする一部民間委託についても検討を進める必要があります。

（２）指定管理者制度導入の推進【第2次八街市行財政改革プランより継続】

現在直営で実施している施設や、委託を実施済の施設についても、費用対効果などを容易に比較検討しやすい方法を研究し、制度の導入を更に推進します。

また、現行ガイドラインについても見直しを行い、モニタリングの実施など、導入後の運用についても検討します。

【指定管理者導入までの流れ】



(3) 民間活力を積極的に導入するための仕組みの構築【新規】

民間事業者から市が保有する土地、公共施設の運営等に関する提案を求め、実現可能な提案を選定し、事業化を図る制度の導入について、検討します。

取組スケジュール

項番	主な実施項目 (主担当部署)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
(1)	窓口業務の一部委託 (企画政策課)	調査	検討	実施		
(2)	指定管理者制度の推進 (企画政策課)	管理運営方法の再点検	ガイドラインの改定	新ガイドラインの運用開始		
(2)	新ガイドラインによる検討 (各施設担当課)			検討		
(3)	民間事業者からの提案制度導入 (財政課)	制度導入の検討	運用指針の策定	指針の運用		

指定管理者制度の導入

項番	主な実施項目 (主担当部署)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
(2)	(仮称)公園前児童館 (子育て支援課)	選定委員会	指定管理開始			次期の検討
(2)	老人福祉センター (高齢者福祉課)	選定委員会	指定管理開始			次期の検討
(2)	社会教育施設 (各課)	検討・実施				

公共施設マネジメントの推進

公共施設の長寿命化や維持管理の効率化に努めるほか、適正配置、有効活用を進めます。

現状と課題

施設の老朽化対策は、将来的に多額の維持修繕や更新費用が必要となることが見込まれ、厳しい財政状況の本市にとっても喫緊の課題です。

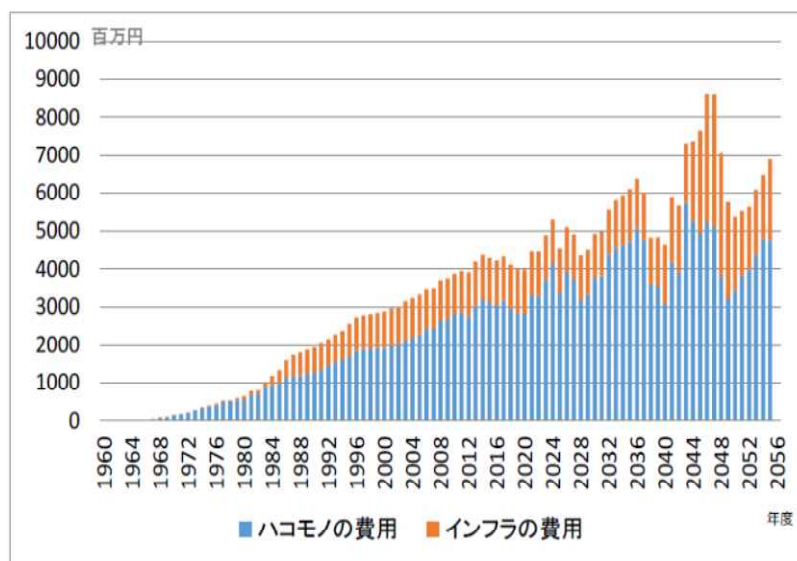
また、今後の人口減少や少子高齢化の進展は、公共施設に対する市民ニーズに変化をもたらす、年少人口の減少により小中学校や保育園、子育て支援施設などの利用者数は減少し、現在の施設定員に対し余剰が発生することが予測されます。一方で高齢者人口の増加により高齢者の福祉や余暇・生きがい活動のための施設ニーズが高まってくることが考えられます。

2017(平成 29)年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画においては、ハコモノ・インフラを今後 40 年間で、3 割減少させることを目指すこととしています。

このような状況から、2019(令和元)年度に資産経営室を設置し、公共施設を専門的、かつ、横断的に検討を進めています。

施設の長寿命化や維持管理コストの平準化に努め、公共施設等総合管理計画に基づいた各施設の個別計画の策定及び管理を推進します。

また、建物を新規に計画する際は、長寿命化を考慮することや、ユニバーサルデザインなどにも配慮した計画とすることが重要です。



(出典：八街市公共施設総合管理計画)

関連計画等

- ・ 八街市公共施設等総合管理計画【2017(平成 29)年策定】

用語解説

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障がいの有無などを問わずにさまざまな人が利用できる設計

ハコモノ	公共事業で建設された施設（庁舎、学校、図書館など）
インフラ	産業や生活の基盤として整備された施設（道路、上下水道など）

改革項目と方針

（１）公共施設等の適正管理・有効活用【第２次八街市行財政改革プランより継続】

庁舎をはじめ、市が保有する施設のほとんどが築 20 年以上経過し老朽化が進んでおり、将来における維持管理の負担が大きくなると懸念されます。

市が保有する施設は、今後、人口減少等による利用需要の変化が予想されることから、公共施設全体の状況を把握し、中、長期的な視点に立って計画的な維持管理を行います。

また、効果的に活用されていない未利用地等については、売却や貸付等、有効活用を進めていきます。

（２）公共施設の適正配置の推進【第２次八街市行財政改革プランより継続】

少子化によって、今後、現状のままでの運営が困難となることが見込まれる公共施設について、効率的な運営や良好な環境を確保し、適正な規模を維持するため、再編、統合を含めた施設配置を検討します。

（３）北口市有地、第２庁舎跡地の有効活用【新規】

八街駅北口にある市有地については、利活用の方法等について市民アンケートを実施し、意向調査をしたところです。

今後も市民の声や民間事業者など、幅広く意見を聞きながら、有効的な活用方法について検討を進めていきます。

また、解体工事を終えた市役所第２庁舎跡地の利用計画については、執務環境調査*１の結果等を踏まえて、検討を進めます。

*１ 既存庁舎における執務室、窓口スペース等の使用状況や文書の量、管理状況等から庁舎の適正規模（面積）を算出し、既存庁舎が抱える問題点や課題等への対応策、解決策を整理する調査

取組スケジュール

項 番	主な実施項目 (主担当部署)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
(1)	公共施設長寿命化 (各施設管理担当課)	個別の長寿命 化計画の策定	運用			
(1)	未利用地の活用 (財政課)	検討・実施				
(2)	公共施設適正配置 (各施設管理担当課)	公共施設白書 カルテの作成	適宜見直し			
(3)	北口市有地利活用 (財政課)	検討	有効活用			
(3)	第2庁舎跡地利用 (財政課)	執務環境調 査	検討	有効活用		

市民等との連携・協働の推進

市民と行政それぞれが責任と役割を担う協働のまちづくりを推進します。

現状と課題

近年、少子高齢化、人口減少が進むなかで、持続可能なまちづくりを実現するためには、自助（市民）、共助（地域）、公助（行政）によるさまざまな活動が活発に行われるとともに、さまざまな活動主体が世代や分野を横断して連携・協力する「協働」の推進が重要です。

こうした協働によるまちづくりを推進するためには、まちづくりに関する現状や課題・問題をみんなで共有していく必要があります。

また、活かせる資源（人・モノ・お金・情報）に関する情報を多くの人で共有し、その資源を活かした解決策を考え、それぞれが持つ長所を活かして互いに協力していくことが求められます。

そのためにも、あらゆる立場の人達がつながり、この街に愛着をもって市民一人ひとりが当事者としてまちづくりに参加していく意識を持つことが大切です。

まちづくりの基本的な考え方

①自助

②共助

③公助

【自助】:まずは自分で

【共助】:自助でできないことを地域などで

【公助】:自助、共助でも解決できないことを公助（行政）で

市民、地域、行政が連携を図ってまちづくり

関連計画等

- ・ 総合計画 2015（協働・自治分野）【2020(令和 2)年 3 月】
- ・ 八街市協働のまちづくり推進計画【2017(平成 29)年 2 月】

用語解説

市民サポーター制度

市の事業に協力・参加していただけるボランティアを募集し、市民と共にまちづくりを進める制度

改革項目と方針

（１）協働のまちづくりの推進

① 協働推進のための環境整備【新規】

市民、市民活動団体、事業者、行政などが連携してまちづくりに取り組むためにも、地域の現状や課題について情報を共有し、世代や分野を横断したつながりやネットワークをつくり、解決策やアイデアを出し合う場や機会を数多く設けて、知恵を出し合うことのできる環境整備を進めます。

② 地域資源の有効活用 **【新規】**

行政資源のみならず、あらゆる地域資源（人、モノ、お金、情報）を最大限に有効活用し、課題解決を図ります。

（２）行政参加の推進

① 市民ニーズの把握と施策への反映 **【新規】**

施策を進める際には、適宜、市民アンケートやパブリックコメントを実施するなど、市民ニーズの把握に努め結果を事業に反映させることで行政参加を図ります。

② 市民力を活かした事業の推進 **【新規】**

現在、市民の皆様と協働で実施している公民館サポーターや公園サポーターなど、市民サポーター制度の拡充を促進します。

（３）地域自治の推進

① コミュニティ活動の推進 **【新規】**

区、自治会などの地域のコミュニティ活動を支援し、地域住民による支え合いのまちづくりを推進します。

② 市民によるまちづくり活動の推進 **【新規】**

市民一人ひとりのまちづくりへの関心と参加意識の醸成を図るとともに、市民が自ら取り組む市民活動・地域活動を支援し、自助、共助による市民力・地域力を活かしたまちづくりの充実を図ります。

（４）市民等との情報共有の推進 **【新規】**

広報やちまたの配布方法の検討や、ホームページの充実とともに、2019（令和元）年度から開始したツイッターなどの様々な手段を活用することで積極的な情報発信を行い、市民等との情報共有を図ります。

取組スケジュール

項 番	主な実施項目 (主担当部署)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
(1)	(仮称)市民活動サポートセンターの段階的設置 (市民協働推進課)	(仮称)まちづくりコー ィネーター設置準備	(仮称)まちづくりコー ィネーター設置	(仮称)市民活動サポートセンター設置場所等の検討		
①						
②	(仮称)協働のまちづくりネットワークの設置 (市民協働推進課)	組織概要を市民 へ説明・周知	設置・参加者 募集	市民主体で運営		
(2)	パブリックコメント・審議 会等の委員の公募(各課)	実施				
①						
(2)	市民サポーター制度の拡充 (各課)	メニューの拡充				
②						
(3)	区・自治会への経済的支援 (市民協働推進課)	補助金の交付				
①						
(3)	知っ得・納得やちまた出前講座の拡充、 小学生ボランティア体験の充実(各課)	メニューの充実				
②						
(4)	市民等との情報共有の推進 (秘書広報課)	強化				

ICT 活用の推進

ICT（情報通信技術）などを活用した市民サービスの向上や事務の効率化を推進します。

現状と課題

近年、ICT や AI を活用した技術が急速に進歩しています。

行政サービスの提供に ICT を活用することは、場所や時間等にとらわれないサービスの提供や、きめ細かなサービス対応、積極的な情報提供が可能となり、市民の利便性向上の効果が期待できます。

このため、行政手続きのオンライン化や証明書の発行、納税手段の拡充などの行政サービスの提供のしくみに ICT を積極的に活用することで、利便性を高めるよう推進していくとともに、マイナンバーカードを活用した新たなサービスの提供も検討していきます。

また、少子高齢化により複雑、多様化する業務への対応が増大していく中で、職員は、職員でなければならない業務に注力していく必要があります。

そこで、AI や RPA の技術など、最新技術の状況を常に把握し、技術活用による業務の簡素化や業務の効率化についても注視していきます。

関連計画等

- ・ 総合計画 2015（行財政分野）施策 No.831「電子自治体の推進」、施策 No.832「窓口サービスの向上」【2020(令和 2)年 3 月】

用語解説

ICT	情報通信技術。Information and Communication Technology の略。
AI	人工知能。Artificial Intelligence の略。
RPA	事業プロセスの自動化技術。Robotic Process Automation の略。
SNS	人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制サービス

改革項目と方針

（１）ICT 等の活用による市民サービスの向上

① マイナンバーカードを活用した新たなサービスの提供【新規】

マイナンバーカードの普及に努めるとともに、住民票等の証明書の発行をコンビニエンスストアで行えるよう活用するなど、新たなサービスの提供を検討し、窓口サービスの向上を図ります。

② 市税等の収納手段の拡充【新規】

税等の収納事務においては、これまでも収納手段の拡充を進め、ペイジーやクレジットカード決済等の収納手段を導入してきたところですが、さらに、いつでもどこでも支払うことのできる電子マネー決済や、スマートフォン決済などについても検討を進めます。

③ ICT 教育の充実【新規】

子どもたちの情報活用能力の育成、学習目標の達成のため、ICT を活用した教育環境の整備を進めます。

④ ICT を活用した情報発信の強化【新規】

市民に向けた情報を積極的に発信するため、防災メールやツイッターなどの登録者を増やすとともに、様々な通信端末に向けた SNS 等の発信方法を検討していきます。

⑤ ホームページの充実【第2次八街市行財政改革プランより継続】

市の情報発信の顔であるホームページの充実を図り、積極的な情報発信に努めます。

(2) ペーパーレス化の推進【新規】

行政運営における紙の使用量の削減、資源やスペースの節約、さらには事務の効率化を図るため、電子決裁システムや勤怠管理システム、電子会議などの導入について検討を進めます。

取組スケジュール

項 番	主な実施項目 (主担当部署)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
(1) ①	住民票等のコンビニ交付 (市民課、課税課、システム管理課)	準備	実施			
(1) ②	市税等収納手段の拡充 (納税課)	クレジットカード・ ペイジー導入	スマートフォン決済の検討・実施			
(1) ③	ICT 教育の充実 (学校教育課)	環境整備				
(1) ④	ICT を活用した情報発信 (秘書広報課)	運用・充実				
(1) ⑤	ホームページの充実 (秘書広報課)	実施		実施・運用状況 に伴う検討	リニューアル による充実	実施
(2)	ペーパーレス化のためのシステム導入 (システム管理課)	検討・実施				

5 進行管理

行政を取り巻く社会経済情勢の変化にも、スピード感を持って着実な改革を実行していくため、このアクションプランは、市長を本部長とする八街市行財政改革推進本部により、毎年、進捗状況を確認し、改革項目の追加や修正等に弾力的に対応していきます。

また、進捗状況については、学識経験者等から組織される八街市行財政調査会にも適宜報告し、助言や指導をいただきながら、着実な進行管理を徹底していきます。

こうも：虫の目、鳥の目、魚の目、という話。

行財政改革、ことに進行管理、事業の評価から、改善につなげていくためには、様々な視点から事業を見つめ直すことが有効であるとよく言われます。

まずは**1つ目、虫の目**です。虫の目とは、間違いがないか細かいところまでチェックする目のこと。

とんぼのメガネのように複眼的にあらゆる角度から詳細に事業を見る目が必要です。とんぼの視野は上下、前後、左右270度もあるそうですよ。

次に**2つ目、鳥の目**です。鳥の目とは、俯瞰して広い視野で見える目のこと。

事業の担当者となると、事業の詳細に心を配り、狭い視野になりがちです。そんな時は、大空から今の事業を見つめてみましょう。

最後**3つ目、魚の目**です。魚の目とは潮目、トレンドを読む、つまり世の中の動向を読み込む目、ということ。

社会情勢はめまぐるしく変化しています。行政をとりまく環境も日々変動します。

潮の流れを読まないと、とんでもないところに漂流してしまいかねません。

どれも重要な視点ですが、特にこれからの自治体行政は経営体として戦略的に動いて行かねばならず、間違いがないか細かくチェックする虫の目だけではなく、鳥のように俯瞰的に物事を見て行く目と、世の中の動向を見極めていく潮目を読み、時代の流れに取り残されないための、魚の目が重要となります。

事務事業の検証の際は、このようなあらゆる視点を用いて事務事業をブラッシュアップ、改善につなげていくことが大切です。

職員全員で、総力をあげて取り組み、結果を出しましょう。

やちまたの未来のために・・・

